事業の全部の譲渡の公告

　当銀行は、令和●●●年●●月●●日開催の臨時株主総会（取締役会）におきまして、金融庁長官の認可を受けることを条件として、当銀行の事業の全部を●●銀行株式会社（住所　東京都港区虎ノ門●●丁目●●番●●号）に対し譲渡することを決議（決定）いたしましたので、この事業の全部の譲渡に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

　以上、銀行法第三十四条第一項の規定により公告します。

　令和●●●年●●月●●日

　　東京都港区虎ノ門●●丁目●●番●●号

　　　　　　　　　●●●●●●銀行株式会社

　　　　　　　　　　代表取締役　●●　●●

※青字の部分は、省略可能です。不要の場合は削除してください。

※当該決議又は決定の日から二週間以内に公告が必要です。

※債権者異議申述期間は一箇月を下ってはいけません。

銀行法第三十四条第一項に規定されております。